

臨床検査技師教育見直しの 背景と検討会の方向性

臨床検査技師の概要

業務等 ※臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）

- 医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの（微生物学的検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、遺伝子関連・染色体検査）及び省令で定める生理学的検査（※1）を行うことを業とする者をいう。（法第2条）
- 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として採血及び検体採取（※2）（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）並びに省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。（法第20条の2）

※1 省令で定める生理学的検査（施行規則第1条の2）

1. 心電図検査（体表誘導によるものに限る。）
2. 心音図検査
3. 脳波検査（頭皮誘導によるものに限る。）
4. 筋電図検査（針電極による場合の穿刺を除く。）
5. 基礎代謝検査
6. 呼吸機能検査（マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く。）
7. 脈波検査
8. 熱画像検査
9. 眼振電図検査（冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。）
10. 重心動揺計検査
11. 超音波検査
12. 磁気共鳴画像検査（MRI）
13. 眼底写真検査（散瞳薬を投与して行うものを除く。）
14. 毛細血管抵抗検査
15. 経皮的血液ガス分圧検査
16. 聴力検査（気導により行われる定性的な検査であつて同号に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除いたものに限る。）
17. 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）
18. 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

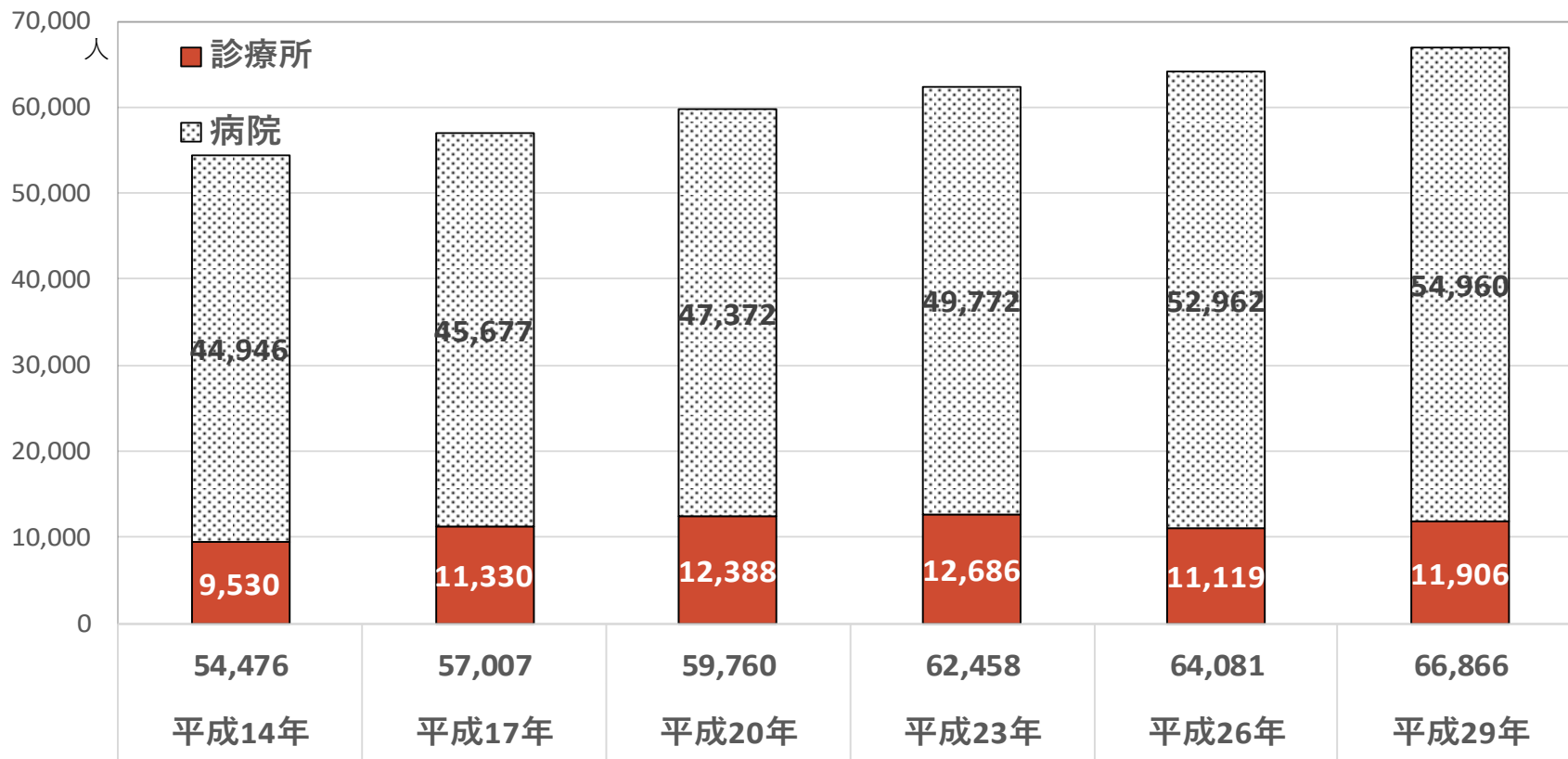
※2 医師の具体的な指示を受けて行うことができる検体採取（施行令第8条の2）

1. 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
2. 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
3. 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
4. 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
5. 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

現況

- | | |
|--------------------------------------|---------------------|
| (1) 免許取得者数（平成30年12月31日現在） | 198,638名 |
| (2) 医療従事者数（平成29年10月1日 医療施設調査・病院報告より） | |
| | 病院： 54,960名（常勤換算数） |
| | 診療所： 11,906名（常勤換算数） |
| (3) 学校養成所数（平成30年4月1日現在） | 33校 定員2,010名 |

臨床検査技師 業務従事者数の推移



(各年10月1日現在)

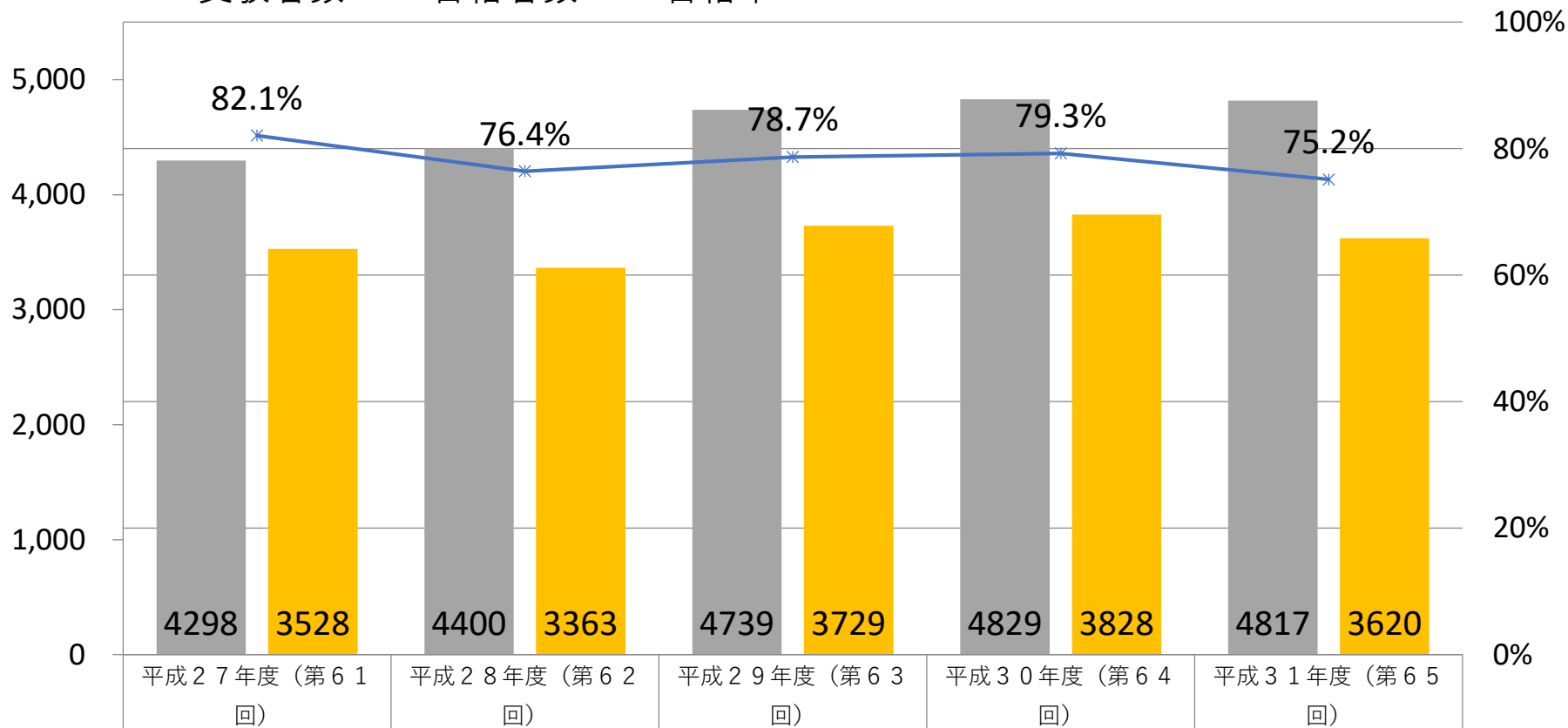
	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年
合計 (人)	54,476	57,007	59,760	62,458	64,081	66,866
病院	44,946	45,677	47,372	49,772	52,962	54,960
診療所	9,530	11,330	12,388	12,686	11,119	11,906

※医療施設調査・病院報告より作成。

※従事者数は、常勤換算である。

臨床検査技師国家試験の出願施設数と人数及び合格状況 年度別推移

■ 受験者数 ■ 合格者数 * 合格率



■ 受験者数	4298	4400	4739	4829	4817
■ 合格者数	3528	3363	3729	3828	3620
* 合格率	82.1%	76.4%	78.7%	79.3%	75.2%

臨床検査技師国家試験 受験資格について

法律（※1）第15条1号

文部科学大臣が指定した学校、又は、都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所（以下、「指定校」という。）を卒業した者

法律第15条2号、施行令第18条1号

医学又は歯学の大学を卒業した者

法律第15条2号、施行令第18条2号

上記以外の医師、歯科医師（外国で免許取得者を含む）

法律第15条2号、施行令第18条3号

イ 獣医学又は薬学の大学を卒業した者

ロ 上記以外の獣医師、薬剤師

ハ 保健衛生学の大学を卒業した者

ニ 大学にて告示21号（※2）で定める科目の履修者

1. 医学概論
2. 解剖学
3. 生理学
4. 病理学
5. 生化学
6. 微生物学
7. 医動物学
8. 情報科学概論
9. 検査機器総論
10. 医用工学概論
11. 臨床血液学（血液採取に関する内容を除く。）
12. 臨床免疫学

（本告示で定める科目を教授する学校・養成所として厚生労働省医政局医事課長が承認した学校等を以下、「科目承認校」という。）

ホ 外国の医学、歯学、獣医学、薬学の大学を卒業した者
（外国で獣医師または薬剤師の免許を取得した者を含む）

法律第15条3号

外国の臨床検査に関する学校又は養成所を卒業した者
（外国で臨床検査技師の免許取得者を含む）

イ～ホのいずれかに該当し、
告示22号（※3）で定める科目の履修者

1. 医用工学概論
2. 臨床検査総論
3. 臨床生理学
4. 臨床化学
5. 放射性同位元素検査技術学
6. 医療安全管理学

大臣認定

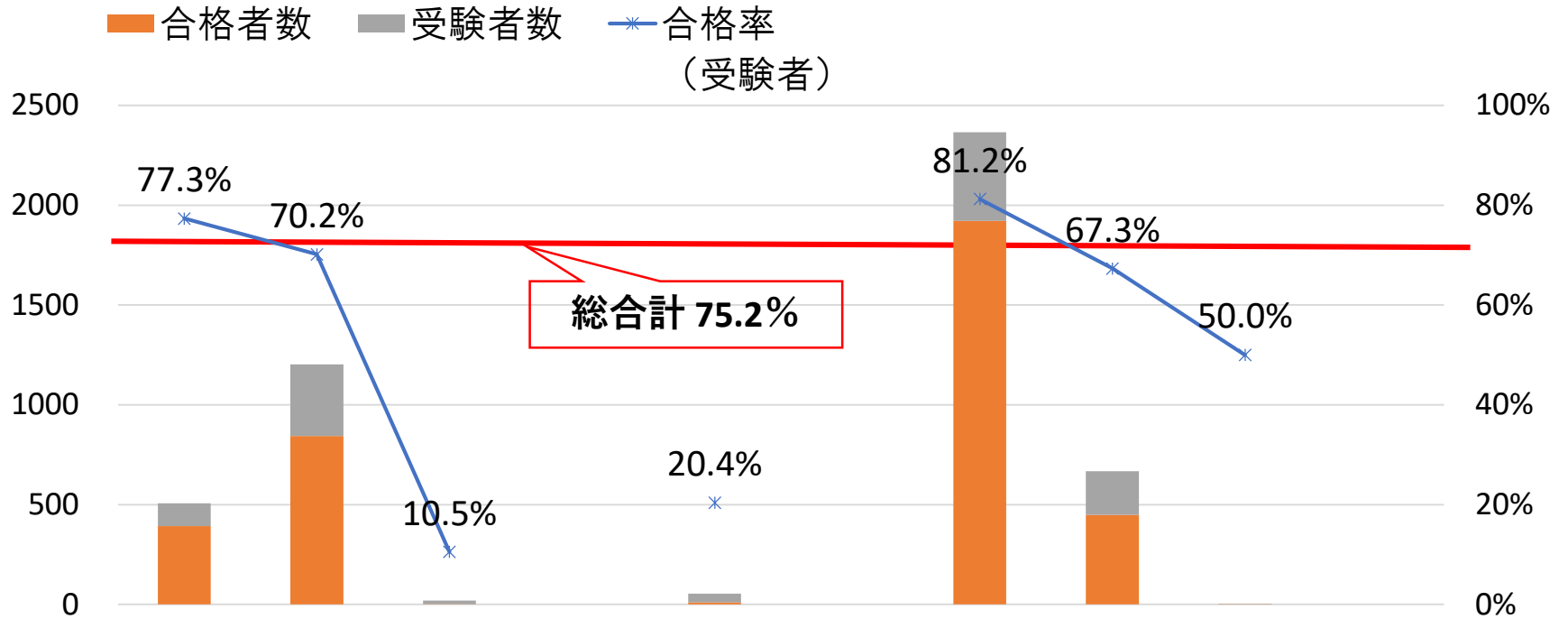
臨床検査技師国家試験

※1 臨床検査技師等に関する法律

※2 臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号二の規定に基づき厚生労働省が定める科目（昭和62年厚生省告示第21号）

※3 臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号の規定に基づき厚生労働省が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目（昭和62年厚生省告示第22号）

平成31年 臨床検査技師国家試験 合格率（受験資格別） 総合合格者数=3,620名



	(文部科学大臣指定校) 法律第15条1	(都道府県知事指定養成所卒業業者) 法律第15条1	法律第15条2 施行令第18条1	法律第15条2 施行令第18条2	法律第15条2 施行令第18条3イ	法律第15条2 施行令第18条3ロ	法律第15条2 施行令第18条3ハ	(科目承認校) 法律第15条2 施行令第18条3ニ	法律第15条2 施行令第18条3ホ	法律第15条3	合計
施設数	22	32	-	0	11	0	42	13	-	0	120
受験者数	507	1203	19	0	54	0	2365	667	2	0	4817
合格者数	392	844	2	0	11	0	1921	449	1	0	3620
合格率(受験者)	77.3%	70.2%	10.5%		20.4%		81.2%	67.3%	50.0%		75.2%

臨床検査技師等に関する法律

第15条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において3年以上第2条に規定する検査に必要な知識及び技能を修得したもの

これまでの指定校の学校養成所指定規則等における改正の概要

臨床検査技師学校養成所授業時間等の変遷

○昭和45年 臨床検査技師学校養成所指定規則 (昭和45年文部省厚生省令第3号)

講義：1,335時間 実習：1,485時間 授業時間数 2,820時間

○昭和61年改正 (昭和61年文部省厚生省令第2号)

講義：1,440時間 実習：1,350時間 (うち、臨床実習330時間以上) 授業時間数 2,790時間

○【大綱化】平成12年改正 (平成12年文部省厚生省令第1号)

講義：86単位(学内実習等含む) 臨床実習：7単位 合計93単位

○【業務拡大】平成27年改正 (平成27年文科省厚労省令第1号)

講義：88単位(学内実習等含む) 臨床実習：7単位 合計95単位

臨床検査技師学校養成所指定規則の改正の概要 (平成12年)

- 臨床検査技師学校養成所指定規則の一部改正 (平成12年文部省厚生省令第1号)
- 臨床検査技師学校養成所指導要領の一部改正 (平成12年3月7日健政発236号)
- 単位制の導入
 - ・ 93単位以上
 - 1単位の授業時間数
 - ・ 講義及び演習 15時間～30時間
 - ・ 実験、実習及び実技 30時間～45時間
 - ・ 臨床実習 45時間 (2/3以上は医療機関で行うこと。)

臨床検査技師学校養成所の指導要領のガイドライン化 (平成27年)

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)等により、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)等の一部が改正され、臨床検査技師学校養成所の指定・監督権限を厚生労働大臣から都道府県知事に移譲。
これに伴い「臨床検査技師学校養成所の指導要領について」(平成12年3月7日健政発第236号)を廃止し、臨床検査技師学校養成所課程に係るものを「臨床検査技師学校養成所指導ガイドライン」(平成27年3月31日医政発第27号(※))として通知した。

(※) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言

○昭和45年 臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和45年文部省厚生省令第3号）

科目	基礎科目								専門科目															合計		
	人文科学	社会科学	自然科学	外国語	保健体育	医学概論	公衆衛生学	臨床病理学総論	臨床検査総論Ⅰ	臨床検査総論Ⅱ	解剖組織学	基礎生理学	臨床生理学	病理学	生代学	臨床化学	血液学	微生物学	血清学	医動物学	実験用動物学	放射性同位元素 臨床検査技術	医用電子工学概論		関係法規	
時間数	講義	30	30	255	120	15	15	60	75	60	15	45	45	75	60	60	60	60	90	60	30	15	15	30	15	1335
	実習			120		30		60		90	30	30		105	135		255	180	240	180	15			15		1485
	計	30	30	375	120	45	15	120	75	150	45	75	45	180	195	60	315	240	330	240	45	15	15	45	15	2820

備考
ほかに、専門科目を中心として300時間の講義又は実習を行なうものとする。



○昭和61年改正（昭和61年文部省厚生省令第2号）

科目	基礎科目						基礎専門科目										臨床専門科目										合計			
	人文科学	社会科学	自然科学	外国語	保健体育	医学概論	解剖学	生理学	病理学	生化学	微生物学	医動物学	情報科学概論	検査機器総論	医用工学概論	公衆衛生学	臨床医学総論	臨床病理学総論	臨床検査総論	検査管理総論	病理組織細胞学	臨床生理学	臨床化学	臨床血液学	臨床微生物学	臨床免疫学		放射性同位元素 検査技術学	関係法規	
時間数	講義	30	30	150	120	15	15	45	45	60	60	45	30	30	45	30	60	45	60	60	45	30	90	60	60	45	90	30	15	1440
	実習					45		30	45	45	45	45	15		30	45			90		135	135	180	135	135	180	15		1350	
	計	30	30	150	120	60	15	75	90	105	105	90	45	30	45	60	105	45	60	150	45	165	225	240	195	180	270	45	15	2790

備考
1. ほかに、基礎専門科目及び臨床専門科目を中心として330時間の講義又は実習を行うものとする。
2. 臨床専門科目（公衆衛生学及び放射性同位元素検査技術学を除く。）の実習時間のうち、330時間以上を臨床実習に充てること。

指定校の臨床検査技師学校養成所授業時間等の変遷 詳細② (昭和61年～平成12年)

○昭和61年改正 (昭和61年文部省厚生省令第2号)

科目	基礎科目					基礎専門科目										臨床専門科目										合計			
	人文科学	社会科学	自然科学	外国語	保健体育	医学概論	解剖学	生理学	病理学	生化学	微生物学	医動物学	情報科学概論	検査機器総論	医用工学概論	公衆衛生学	臨床医学総論	臨床病理学総論	臨床検査総論	検査管理総論	病理組織細胞学	臨床生理学	臨床化学	臨床血液学	臨床微生物学		臨床免疫学	放射性同位元素検査技術学	関係法規
講義	30	30	150	120	15	15	45	45	60	60	45	30	30	45	30	60	45	60	60	45	30	90	60	60	45	90	30	15	1440
実習					45		30	45	45	45	15			30	45				90		135	135	180	135	135	180	15		1350
計	30	30	150	120	60	15	75	90	105	105	90	45	30	45	60	105	45	60	150	45	165	225	240	195	180	270	45	15	2790

備考

- ほかに、基礎専門科目及び臨床専門科目を中心として330時間の講義又は実習を行うものとする。
- 臨床専門科目（公衆衛生学及び放射性同位元素検査技術学を除く。）の実習時間のうち、330時間以上を臨床実習に充てること。

○【大綱化】平成12年改正 (平成12年文部省厚生省令第1号)

教育内容	基礎分野		専門基礎分野					専門分野						合計
	科学的思考の基盤	人間と生活	人体の構造と機能	医学検査の基礎とその疾病との関連	保健医療福祉と医学検査	医療工学及び情報科学	臨床病態学	形態検査学	生物化学分析検査学	病因・生体防御検査学	生理機能検査学	検査総合管理学	臨地実習	
数単位	14		7	5	4	4	6	9	11	10	9	7	7	93
備考													実習時間の2/3以上は、病院又は診療所において行うこと。	

備考

- 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
- 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第21条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは看護婦養成所、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号、第2号若しくは第4号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号、第2号、第3号若しくは第5号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
- 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習7単位以上及び臨地実習以外の教育内容86単位以上（うち基礎分野14単位以上、専門基礎分野20単位以上及び専門分野52単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

指定校の臨床検査技師学校養成所授業時間等の変遷 詳細③ (平成12年～平成27年)

○【大綱化】平成12年改正 (平成12年文部省厚生省令第1号)

教育内容	基礎分野		専門基礎分野					専門分野					合計	
	科学的思考の基盤	人間と生活	人体の構造と機能	医学検査の基礎とその疾病との関連	保健医療福祉と医学検査	医療工学及び情報科学	臨床病態学	形態検査学	生物化学分析検査学	病因・生体防御検査学	生理機能検査学	検査総合管理学		臨地実習
単位数	14		7	5	4	4	6	9	11	10	9	7	7	93
備考	実習時間の2/3以上は、病院又は診療所において行うこと。													

備考

1. 単位の計算方法は、大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号) 第21条第2項の規定の例による。
2. 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令 (大正7年勅令第388号) に基づく大学又は保健師助産師看護婦法 (昭和23年法律第203号) 第21条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは看護婦養成所、歯科衛生士法 (昭和23年法律第204号) 第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法 (昭和26年法律第226号) 第20条第1号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、理学療法士及び作業療法士法 (昭和40年法律第137号) 第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法 (昭和46年法律第64号) 第14条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法 (昭和62年法律第60号) 第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法 (昭和62年法律第61号) 第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法 (平成3年法律第36号) 第34条第1号、第2号若しくは第4号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法 (平成9年法律第132号) 第33条第1号、第2号、第3号若しくは第5号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
3. 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習7単位以上及び臨地実習以外の教育内容86単位以上 (うち基礎分野14単位以上、専門基礎分野20単位以上及び専門分野52単位以上) であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

○【業務拡大】平成27年改正 (平成27年文科省厚労省令第1号)

教育内容	基礎分野		専門基礎分野					専門分野					合計		
	科学的思考の基盤	人間と生活	人体の構造と機能	医学検査の基礎とその疾病との関連	保健医療福祉と医学検査	医療工学及び情報科学	臨床病態学	形態検査学	生物化学分析検査学	病因・生体防御検査学	生理機能検査学	検査総合管理学		医療安全管理学	臨地実習
単位数	14		8	5	4	4	6	9	11	10	9	7	1	7	95
備考	実習時間の2/3以上は、病院又は診療所において行うこと。														

備考

1. 単位の計算方法は、大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号) 第21条第2項の規定の例による。
2. 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令 (大正7年勅令第388号) に基づく大学又は保健師助産師看護婦法 (昭和23年法律第203号) 第21条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは看護婦養成所、歯科衛生士法 (昭和23年法律第204号) 第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法 (昭和26年法律第226号) 第20条第1号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、理学療法士及び作業療法士法 (昭和40年法律第137号) 第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法 (昭和46年法律第64号) 第14条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法 (昭和62年法律第60号) 第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法 (昭和62年法律第61号) 第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法 (平成3年法律第36号) 第34条第1号、第2号若しくは第4号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法 (平成9年法律第132号) 第33条第1号、第2号、第3号若しくは第5号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
3. 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習7単位以上及び臨地実習以外の教育内容88単位以上 (うち基礎分野14単位以上、専門基礎分野21単位以上及び専門分野53単位以上) であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

科目承認校の受験資格に関する法令①

臨床検査技師等に関する法律

第15条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者その他検体検査に必要な知識及び技能を有すると認められる者で、政令で定めるところにより前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

臨床検査技師等に関する法律施行令

第18条 法第15条第2号の政令の定めるところにより同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

- 三 次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）であつて、第1号に規定する大学又は法第15条第1号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第2条に規定する生理学的検査及び法第11条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法第2条に規定する検体検査（同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。）に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（イ及び八に掲げる者を除く。）

科目承認校の受験資格に関する法令②

臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号二の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目 (昭和62年2月14日 厚生省告示第21号)

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号。以下「令」という。）第2条第3号の規定に基づき、衛生検査に関する科目を次のように定め、昭和65年1月1日から適用し、昭和46年1月厚生省告示第2号（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第2条第3号の規定に基づき、衛生検査に関する科目を定める件）は、昭和64年12月31日限り廃止する。ただし、同日において現に令第2条第3号に該当する者については、当分の間、なお従前の例による。

- | | | | |
|---|------|----|-----------------------|
| 一 | 医学概論 | 七 | 医動物学 |
| 二 | 解剖学 | 八 | 情報科学概論 |
| 三 | 生理学 | 九 | 検査機器総論 |
| 四 | 病理学 | 十 | 医用工学概論 |
| 五 | 生化学 | 十一 | 臨床血液学（血液採取に関する内容を除く。） |
| 六 | 微生物学 | 十二 | 臨床免疫学 |

臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体検査に関する科目（昭和62年2月14日 厚生省告示第22号）

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号。以下「令」という。）第12条第3号の規定に基づき、生理学的検査及び採血に関する科目を次のように定め、昭和65年1月1日から適用し、昭和46年1月厚生省告示第1号（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第12条第3号の規定に基づき、生理学検査及び採血に関する科目を定める件）は、昭和64年12月31日限り廃止する。ただし、同日において現に令第12条第3号に該当する者については、当分の間、なお従前の例による。


- 一 医用工学概論
- 二 臨床検査総論
- 三 臨床生理学
- 四 臨床化学
- 五 放射線同位検査技術学
- 六 医療安全管理学

科目承認校の指定科目に係る告示等の改正の概要

衛生検査技師の登録資格


○昭和46年告示（昭和46年厚告2）

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第2条第3号の規定に基づく衛生検査に関する科目

- 
- 1 生理学、2 解剖学、3 病理学、4 微生物学、
 - 5 生化学

○昭和62年告示（昭和62年厚告21）

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第2条第3号の規定に基づく衛生検査に関する科目

- 
- 1 医学概論、2 解剖学、3 生理学、4 病理学、
 - 5 生化学、6 微生物学、7 医動物学、8 情報科学概論、
 - 9 検査機器総論、10 医用工学概論、
 - 11 臨床血液学（血液採取に関する内容を除く。）、
 - 12 臨床免疫学

○平成18年改正（平成18年厚労告300）


臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号二の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目

（省略）

臨床検査技師の受験資格


○昭和46年告示（昭和46年厚告1）

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第12条第3号の規定に基づく生理学的検査及び採血に関する科目

- 
- 1 臨床生理学、2 臨床化学、3 放射性同位元素臨床検査技術、
 - 4 医用電子工学概論、5 看護学総論

○昭和62年告示（昭和62年厚告22）

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第12条第3号の規定に基づく生理学的検査及び採血に関する科目

- 
- 1 医用工学概論、2 臨床検査総論、3 臨床生理学、
 - 4 臨床化学、5 放射性同位元素検査技術学

○平成18年改正（平成18年厚労告299）

臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目

（省略）


○平成27年改正（平成27年厚労告220）

臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目

- 1 医用工学概論、2 臨床検査総論、3 臨床生理学、
- 4 臨床化学、5 放射性同位元素検査技術学、
- 6 医療安全管理学

厚生労働大臣が指定する科目に該当するかの協議における審査基準

○昭和62年 厚生省健康政策局長通知（昭和62年健政発第114号）



令第2条第3号の規定に基づく衛生検査に関する科目、令第12条第3号の規定に基づく生理学的検査及び採血に関する科目で新たに指定された各科目の時間数及び教科内容については、「臨床検査技師学校養成所指定規則」（昭和45年文部省、厚生省令第3号）及び「臨床検査技師養成所の指導要領について」（昭和61年健政発第267号）に基づき実施する。

○平成27年改正

施行令及び指定規則の改正に伴い、審査基準の見直しを行う。

- ・「医療安全管理学」を追加（講義15時間、実習15時間）
- ・放射性同位元素検査技術の実習を15から0に変更
- ・教科内容に、医療安全管理学及び味覚・嗅覚検査に関わる各項目を追加。

※大綱化に伴う見直しは行っていない。

科目承認校における指定科目の履修承認の概要

協議の審査基準について

- 告示に基づき、事前にその大学で履修する授業科目が指定科目に該当し、必要な時間を履修されるものとなっているかについて、定められた様式により協議を行い、指定科目に該当する旨を通知している。
- 協議における審査基準（指定科目毎の時間数及び教科内容）は、平成12年の大綱化（昭和61年改定）前に定めていた指定規則、指導要領を参考に定めたものとなっている。

指定科目毎の授業時間数

衛生検査技師の登録資格（厚労告示第21号で定める科目）

科 目	審 査 基 準		備 考
	講義	実習	
医 学 概 論	15		(時間)
解 剖 学	45	30	
生 理 学	45	45	
病 理 学	60	45	
生 化 学	60	45	
微 生 物 学	45	45	
医 動 物 学	30	15	
情報科学概論	30		
検査機器総論	45		
医用工学概論	30	30	
臨床血液学	60	90	
臨床免疫学	60	90	

この実習時間の外に臨床実習を1単位以上行うこと。

臨床検査技師の受験資格（厚労告示第22号で定める科目）

科 目	審 査 基 準		備 考
	講義	実習	
医用工学概論	30	30	(時間)
臨床検査総論	60	90	
臨床生理学	60	90	
臨床化学	60	90	
放射性同位元素検査技術学	30	0	
医療安全管理学	15	15	

いずれかの科目の実習時間を臨床実習の時間をもって代えることができる。しかし、実習は1単位以上なければならない。

・教科内容は、別表の教科内容対比表に記載した事項毎の次の記号に基づいて審査している。

・臨床実習の1単位は45時間として計算している。

指定科目ごとの教科内容

○指定科目ごとに教授する内容は、教科内容対比表（参考資料3）にて、次の記号に基づいて該当するか審査する。

- ◎印 重要であり必ず受講すること。
- 印 1科目の中で75%以上の事項を教えていること。
- 印 必ずしも教える必要はない。